

2 被害を受けた部分の価額の計算等（書ききれない場合は、別紙に書いてください。）

項目		番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産	所在地						/
	区分(注1)		動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類						
	細目						
① 相続・受贈時の財産の価額(注2)			円	円	円	円	
被害額	② 被害直前の時価						
	③ ②を基とした被害額(注3)						
④ 保険金等で補てんされた金額							
⑤ 差引被害額(③-④)							
⑥ 被害を受けた財産の被害割合(⑤/②)			%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)			円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)							(B) (A)のうち動産等

- (注) 1 「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
- 2 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額。なお、租税特別措置法第69条の3《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》又は平成8年法律第17号による改正前の同法第69条の4《相続開始前3年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例》の適用を受けている場合は、適用後の価額）となります。
- 3 ③の「被害」とは、例えば、家屋や家財の損壊又は滅失、土地の亀裂、陥没等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落など）は含まれません。

3 被害割合の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)	
① 相続又は贈与により取得した財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の	
② 被害を受けた部分の価額	20(A)	20(B)	いずれかが 10%以上	いずれも 10%未満
③ 被害割合(②/①)	(C) %	(D) %	適用あり	適用なし

- (注) 1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「③純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。
- 2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注2)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。
- 3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4免除を受けようとする税額の計算」の各欄の記載を行います。

災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書

私は、 \_\_\_\_\_ により被害を受けましたので、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」第6条の規定による相続税・贈与税の軽減措置の適用を受けます。

1 被害を受けた部分の価額の計算等（書ききれない場合は、別紙に書いてください。）

項 目		1	2	3	4	計
被害を受けた財産	所在地					/
	区分(注1)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種 類					
	細 目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注2)		円	円	円	円	
被害額	② 被害直前の時価					
	③ ②を基とした被害額(注3)					
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額 (③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合 (⑤/②)		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額 (①×⑥)		円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況 (被害の程度)						(B) (A)のうち動産等

- (注) 1 「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
- 2 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額。なお、租税特別措置法第69条の3《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》又は平成8年法律第17号による改正前の同法第69条の4《相続開始前3年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例》の適用を受けている場合は、適用後の価額）となります。
- 3 ③の「被害」とは、例えば、家屋や家財の損壊又は滅失、土地の亀裂、陥没等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落など）は含まれません。

2 被害割合の判定

項 目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判 定 (注3)	
			左の(C)及び(D)の	
① 相続又は贈与により取得した財産の価額	円	円	いずれかが 10%以上	いずれも 10%未満
② 被害を受けた部分の価額	20(A)	20(B)	↓	↓
③ 被害割合 (②/①)	(C) %	(D) %	適用有り	適用無し

(注) 「適用有り」の場合には、災害減免法第6条の適用がありますので、「3財産の価額の計算」を行います。

3 財産の価額の計算

項 目	1	2	3	4
① 相続又は贈与により取得した財産の価額(1の①)	円	円	円	円
② 被害を受けた部分の価額 (1の⑦)				
③ 差引財産の価額 (①-②) (注)				

(注) 「適用有り」の場合には、災害減免法第6条の適用がありますので、「3財産の価額の計算」を行います。